国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

議会開設百二十年記念議会政治展示会協議会規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十三年一月五日

国立国会図書館長　長尾　**真**

議会開設百二十年記念議会政治展示会協議会規則を廃止する規則

議会開設百二十年記念議会政治展示会協議会規則（平成二十二年国立国会図書館規則第三号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成二十三年一月五日から施行する。

人事異動

内　閣

（総務省大臣官房審議官（行政評価担当））総務事務官　小髙　章

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房情報公開法改正準備室長を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　福井　仁史

内閣官房情報公開法改正準備室次長を兼ねて命ずる（以上二十二年十二月二十八日）

内　閣　府

公安審査委員会委員に任命する（各通）（二十二年十二月二十七日）

板澤　幸雄　川野辺充子

最高裁判所

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（二十二年十二月二十三日）

判事補　太田　多恵

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、一月一日キューバ国の国祭日につき、平成二十二年十二月二十八日同国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

再審による無罪判決の公示

浪江康崇（住居名古屋市千種区今池五丁目一五番六号杉下マンション六〇四号、飲食店店員、昭和四二年三月一六日生）に対して、「平成二一年三月一一日福岡県北九州市門司区大字畑八九三番地先交差点において、自動車運転上の過失により片山純子に傷害を負わせた」との事実につき、略式命令（罰金三〇万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二二年一一月四日無罪の言渡しをした。

名古屋簡易裁判所

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年一月五日

関東経済産業局長　内山　俊一

一　件名　糸魚川市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年一月二十七日　午後二時から

三　場所　糸魚川市民会館会議室（新潟県糸魚川市一の宮一丁目二番一号）

四　事案の要旨

1　熱量変更終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び糸魚川市ガス水道局（新潟県糸魚川市一の宮一丁目二番五号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「糸魚川市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年一月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「糸魚川市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年一月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

糸魚川市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。